資料３

５歳児健康診査の二段階目について

二段階目（集団健診）の判定について

一段階目の判定によって二段階目を案内した児について、国が提示する『５歳児健康診査票』（別添 3）の項目を基に、保健センターで集団健診を実施し、医師の所見による判定と子育て支援の必要性の判定を行う。子育て支援の必要性の判定では、他職種による健診後カンファレンスで健診時の情報を共有して総合的に行い、初期の支援体制を検討する。

１　医師の所見による判定

（１）診察所見

身体的発育異常、運動機能異常（粗大運動・微細運動等）、感覚器・その他の異常（目の異常、耳の異常、発音不明瞭、その他）、皮膚の異常、理解に関する課題（しりとり、じゃんけん等）、情緒・行動（情緒の問題、行為の問題、多動・不注意、仲間関係の問題）、こどもの遊び、生活習慣（食事の問題、歯磨きの問題、排便の問題）

（２）判定の種類

ア　異常なし

【医療】

イ　既医療　・・・・・・すでに医療機関にかかっている場合。

ウ　要紹介（要精密）・・疾患が疑われる場合に医療機関を紹介。

エ　要紹介（要治療）・・診察で疾患があり、治療が必要と判断した場合や、保護者からすでに診断を受けているが未治療であると情報提供があった場合。

【福祉等】

オ　既療育・・・・・・すでに療育機関に通っている場合。

カ　要経過観察・・・・何らかの所見があり、異常なしとはいえないが、直ちに要紹介と判断する程度でもない場合。

２　子育て支援の必要性の判定

（１）育児環境等、心配事の有無

メディア視聴の問題、睡眠に関する問題、事故予防に関する問題、養育環境（子育ての不安・疲弊、過度のしつけ、不適切な関わり）、健康の社会的決定要因（経済的困窮、家族内の喫煙、家族内不和、その他）

（２）判定の種類

ア　特に問題なし

イ　保健師による支援が必要

ウ　その他の支援が必要・・保健師以外の職種の支援が必要の場合（栄養士、心理士、教育関係、福祉関係、児童発達支援センター等）

資料３

３　健診後の支援について

（１）特に問題なし　情報提供

健診後に支援を受けることなく就学を迎えるグループ。

（２）要経過観察　見守り

健診当日に専門相談を行い、以降は保護者、保健師、保育士等の見守りで就学を迎えるグループ。

（３）要経過観察（要療育を含む）要支援　既支援

健診後の事後相談につなぎ、その後、児童発達支援センターなどの福祉サービスを活用して就学を迎えるグループ。

（４）要紹介

専門相談や福祉相談だけでは課題の解決が難しく、専門医療機関を受診して就学を迎えるグループ 。

※初期の支援体制は、健診後の経過や状況に応じて、支援方法の見直しが必要である。

※保護者同意のもと、在籍園との情報共有や関係機関との連携等、健診後の支援を行う体制を整える必要がある。

【引用・参考】
・５歳児健康診査マニュアル＜改訂版＞
・５歳児健診ポータル https://gosaiji-kenshin.com
・小枝達也、小倉加恵子、是松聖悟：これからの 5 歳児健診
・「１か月児及び５歳児健康診査支援事業について」令和 5 年 12 月 28 日こども家庭庁